平成２１年（フ）第８４４号
熊本市島崎２丁目33番３号　高島荘Ａ―101
債務者　下坂　　稔
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８８７号
熊本市保田窪５丁目11番52号第三荒牧コーポ103
債務者　野田　征子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９１６号
熊本市江津１丁目４番12号
債務者　新島須眞子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９１９号
熊本市水前寺４丁目７番13号
債務者　霜村美菜子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５８号
北海道標津郡標津町字川北94番地15
債務者　青山　　豪
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第８０号
栃木県足利市大月町717番地２
債務者　香山美知子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２０３号
愛知県宝飯郡小坂井町大字伊奈字大門22番地２　ファミール大門Ｃ102号
債務者　坂口　晴己（旧姓野表）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２９７号
愛知県田原市片西１丁目78番地　ｓｅａｓｉｄｅｖｉｌｌａｇｅ　３棟105、住民票上の住所愛知県田原市東赤石２丁目１番地　レオパレス赤石105号
債務者　平山　祐隆
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３０７号
愛知県田原市神戸町新大坪232番地　マルマンハイツＣ棟202号
債務者　彦坂　和紀
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３０８号
愛知県田原市神戸町新大坪232番地　マルマンハイツＣ棟202号
債務者　彦坂　麻由
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成１９年（フ）第１９号
静岡県富士宮市淀師225番地の５　メゾンしもやまＡ棟、前住所静岡県庵原郡富士川町南松野2675番地の１
債務者　野田　光男
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第４６７号
神奈川県相模原市東林間３丁目12番12号
債務者　竹鼻真一郎
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４８０号
神奈川県相模原市当麻884―13　フ・ミールボタンＡ102号室、住民票上の住所神奈川県相模原市下溝2608番地
債務者　座間　隆義
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４８２号
神奈川県相模原市東淵野辺４丁目19番６号フレア古淵203号
債務者　山下真由美（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４８７号
神奈川県相模原市田名6295番地　田名団地１棟1012号
債務者　斎藤千枝子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部